

# 工事一時中止ガイドライン

平成28年3月

首都高速道路株式会社

## 目次

1.ガイドライン策定の背景	1
2.工事一時中止に係る基本フロー	2
3.発注者の工事一時中止指示義務	3
4.工事一時中止の指示・通知	5
5.基本計画書の作成・提出	6
6.請負代金額、工期の変更	8
7.増加費用の考え方	9
(1) 本工事施工期間中の工事一時中止	10
(2) 準備工期間中の工事一時中止	11
(3) 契約後準備工着手前の工事一時中止	12
8.増加費用の費目と内容	13
9.増加費用の積算	16
10.増加費用等の設計書及び事務処理上の扱い	19
【参考資料】	20
【様式集】	24

## 1.ガイドライン策定の背景

### (1)工事発注の基本的考え方

当社の工事の発注に際しては、工事用地の確保、関係機関協議等を整えた上で、全体事業計画を鑑み、適正な工期を確保し適正な時期に発注を行うことを基本としている。

### (2) 現状における課題

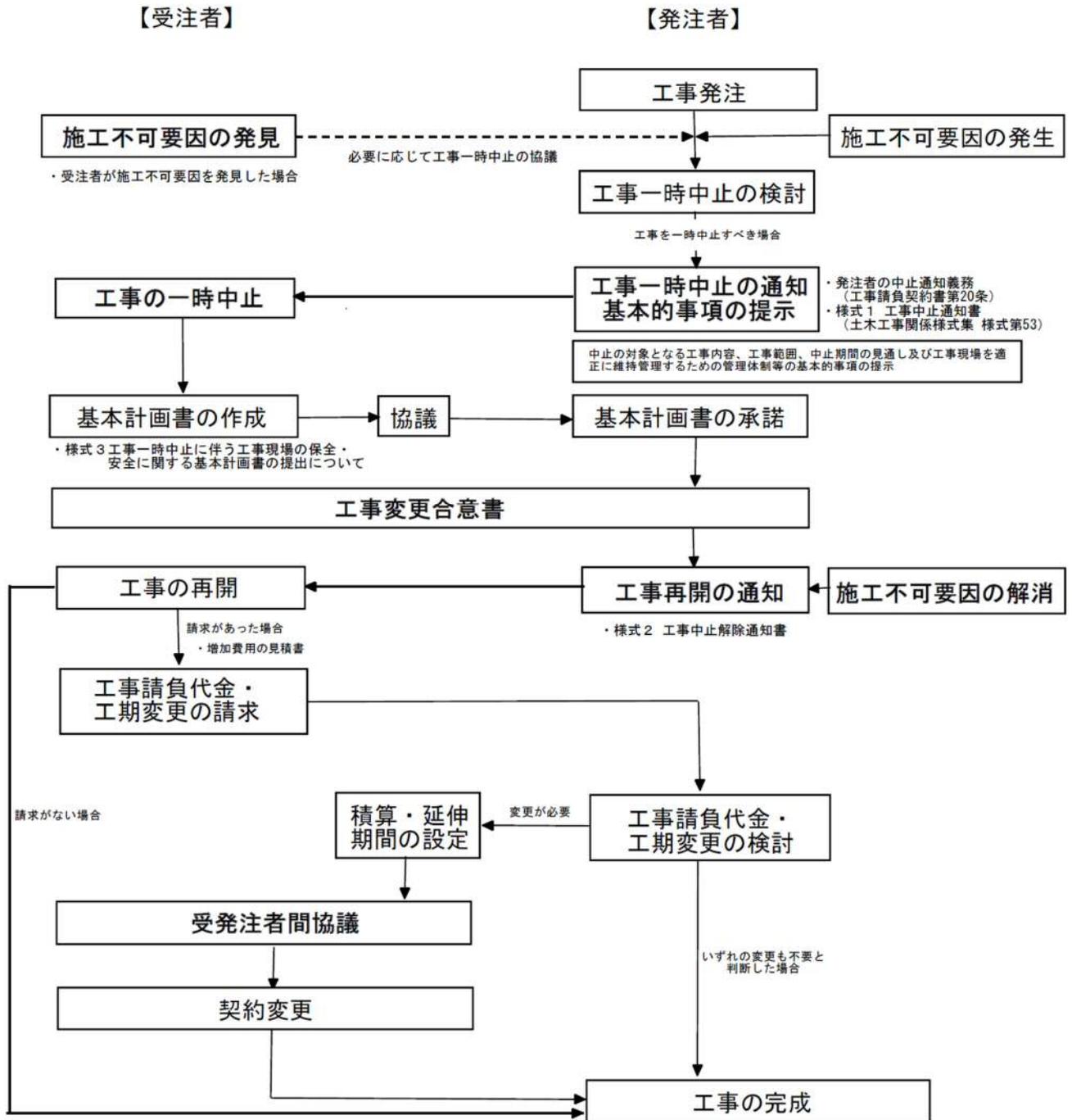
円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の適正化に努めているところであるが、一部の工事では、地下障害物、文化財等の調査、発掘・処理の対応や計画変更等による行政手続きなどの協議等により、受注者の責めに帰すことができない事由で工事継続が困難な状況となっている場合がある。

工事一時中止については、工事請負契約書第20条(工事の中止)に規定されており、受注者の責に帰すことができない事由により工事の施工ができない工事については、工事一時中止の指示を適切に行わなければならない。また、運用にあたっては、工事一時中止期間中の現場管理体制、費用の計上方法等に疑義が生じないよう、より適正な対応が必要である。

### (3)ガイドラインの策定

上記(2)の課題を踏まえ、工事請負契約書第20条(工事の中止)に基づき行う工事一時中止のより適正な運用を図るため、また、受発注者が共通認識のもとに対応を行うための標準的な運用指針として本ガイドラインを策定したものである。

## 2.工事の一時中止に係る基本フロー



### 3.発注者の工事一時中止指示義務

受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。

受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに、工事請負契約書第20条に基づく工事一時中止を指示する。

受注者の責めに帰さない事由により工事の施工ができないと認められる場合は、受注者が工事を施工する意思があっても施工することができず、工事が中止状態となる。このような場合に、発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、受注者が負担を負うことになる。また、工事が中止状態であっても、受注者は確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理する義務を負い(工事請負契約書第 16 条 2 項(工事用地の確保等))、工事一時中止期間の工事用地等の管理費用が発生することとなる。

これらの責任及び費用の発生を明確にするため、工事請負契約書第 20 条(工事の中止)及び土木工事共通仕様書 1.1.25(工事の中止)の規定に基づき、発注者は、あらかじめ書面[様式1(土木工事関係様式集 様式第 53) 工事中止通知書]により通知し、受注者は、工事一時中止期間において、工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その工事の維持保全に努めるとともに、工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならないとしている。

受注者の責めに帰さない事由により工事を施工できないと認められる場合とは、下記要件があげられる。

#### 【工事請負契約書第20条(工事の中止)】

- ①工事用地等の確保ができない等のため、受注者が工事を施工できないと認められるとき
- ②暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、破壊行為その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき
- ③上記2つの規定以外でも発注者が必要であると認めるとき。

#### 【土木工事共通仕様書 1.1.25(工事の中止)】

- (1)埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
- (2)関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行が不適當又は不可能となった場合

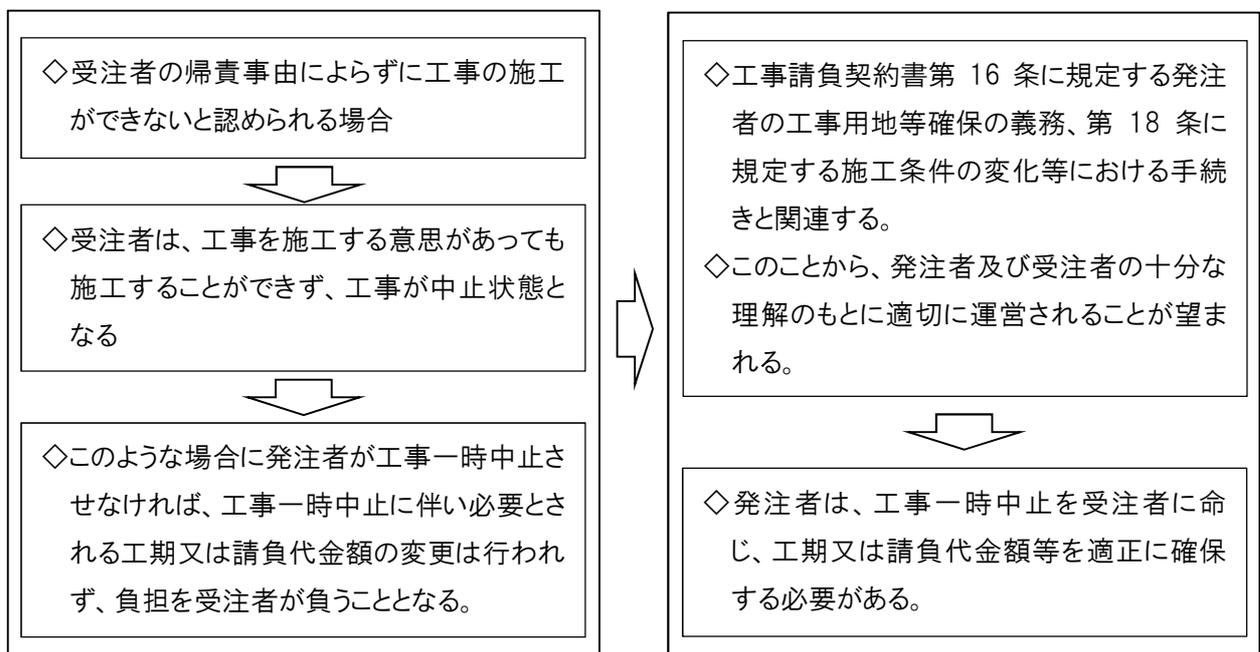
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行を不可能と認めた場合
- (4) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合

【この他、上記③に係る事例として次の3つが考えられる。】

- (i) 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能な場合(工事請負契約書第18条(条件変更等))
- (ii) 地下埋設物等の移設等に関する協議の遅延により、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
- (iii) 計画変更等により行政手続き(協議)が必要になり、工事の施工を止めざる得ない場合

なお、工事一時中止には、工事の全部を中止する場合(一時中止)と、工事の一部を中止する場合(一部一時中止)がある。

一部一時中止については、主たる工種の一時的中止の場合のみに適用する。工事一時中止期間がごく短期間である場合、工事一時中止が部分的で全体工事の施工に影響がなく工程上のクリティカルパスでない等の場合は、本ガイドラインの対象外とする。(主たる工種は、工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではない。)



## 4.工事一時中止の指示・通知

発注者は、工事一時中止をするにあたっては、工事中止範囲、工事中止理由、工事中止期間等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

併せて、工事現場を適正に維持管理するための管理体制等の基本事項を提示することとする。

### <発注者の中止権>

◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事一時中止をすることができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、工事一時中止期間については発注者の判断

### <工事の中止期間>

◇受注者は、工事一時中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では工事一時中止期間が確定的でないことが多い。

◇このような場合、発注者は、工事一時中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

◇そして発注者は、工事一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を書面[様式2 工事中止解除通知書]により通知しなければならない。

◇このことから、工事一時中止期間は、工事一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

## 5.基本計画書の作成・提出

工事一時中止をした場合において、受注者は工事一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や工事一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

工事一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

また、工事一時中止に伴う費用の事前の事務処理として、工事変更合意書を受発注者間で取り交わす。

工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事一時中止をする場合において、着工の前後に係わらず受注者に工事一時中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示するものとする。

基本計画書は、受注者の管理責任を明らかにすると共に工事再開後の費用に係る受発注者間協議を円滑に図る目的に作成させ、その内容は次による。

- ・工事一時中止時点における工事の出来形部分、受注者側の体制、搬入材料等の確認に関すること
- ・工事一時中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小等と再開に関すること
- ・工事現場の維持・管理に関する基本的事項

なお、工事一時中止期間中における常駐又は専任の技術者等の配置については、以下を基本とし、受発注者間で協議する。

	工事一時中止期間中の配置	備考(専任)
現場代理人	常駐	工事請負契約書第 10 条
主任技術者及び監理技術者	専任を要しない	〃
統括安全衛生責任者	常駐	土木工事共通仕様書 1.5.2
元方安全衛生管理者	常駐(統括安全衛生責任者が配置されている場合は不要)	〃

ここでは、本工事期間中の技術者の取扱いを示しており、主任技術者又は監理技術者は建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることや、特殊な事情による場合は技術者の変更を認

めていることから、工事一時中止期間中は専任でなくてもよいとしている。

<工事一時中止に伴う設計変更等への対応>

◇工事一時中止に伴う費用の事前の事務処理として、工事変更合意書を受発注者間で取り交わすものとし、工事一時中止期間の確定後に設計変更にて処理する。工事変更合意書には、その時点で想定している概算増費用、工期を記載するものとする。

## 6.請負代金額、工期の変更

工事を工事一時中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額、工期が変更されなければならない。

「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

### ◇請負代金額の変更

\*発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

#### \*増加費用

- ・工事用地等を確保しなかった場合に生じたもの
- ・天災の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

#### \*損害の負担

- ・発注者に過失がある場合に生じたもの
- ・事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする。

### ◇工期の変更

\*工期の変更期間は、原則として、工事一時中止した期間とする。

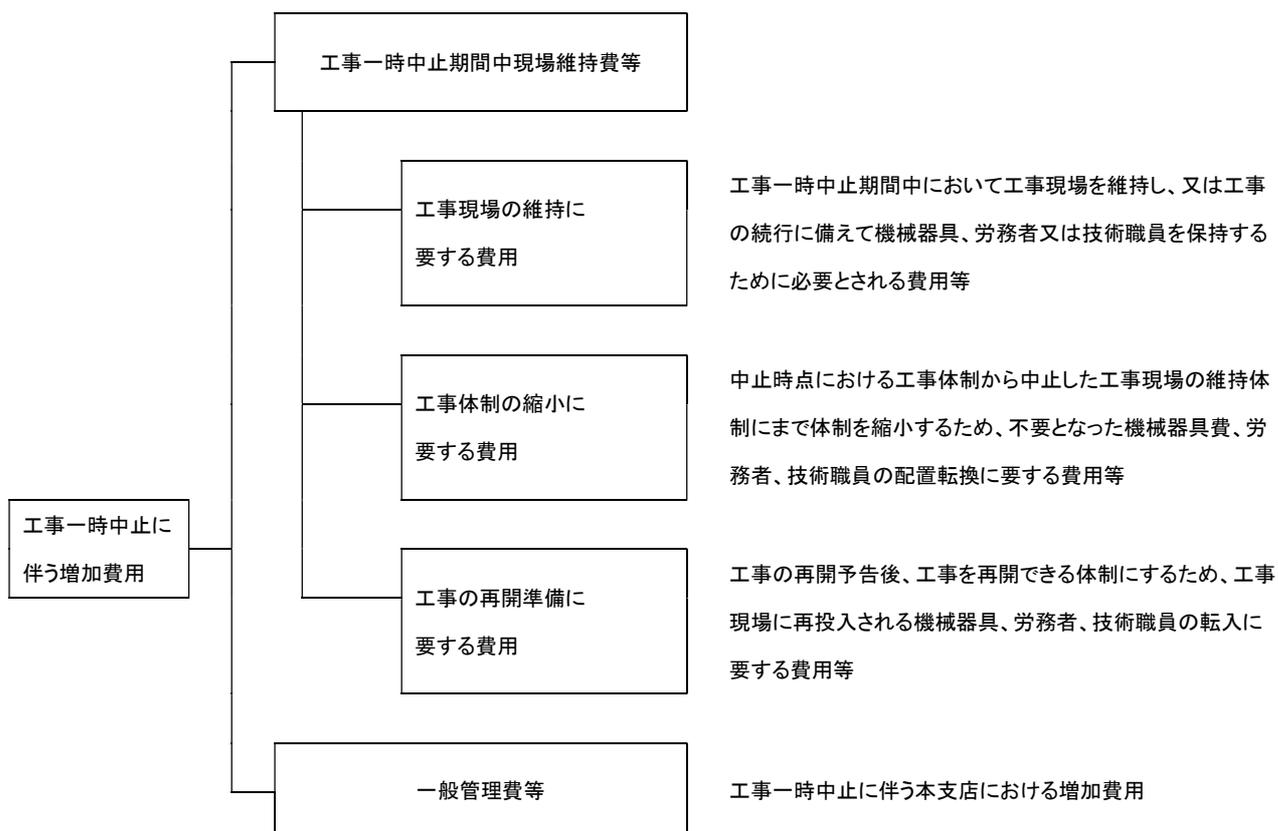
\*工事一時中止が原因となる工期延長期間を明確にして、他の要因による工期延長期間と混同しないで工期変更契約する。

\*止むを得ず、他の要因による工期延長期間も含んで工期変更契約する場合にはその内訳を明確にしておくこと。

\*地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあることから、これらの期間を含めて工期延長することも可能である。

## 7.増加費用の考え方

増加費用等の適用は、発注者が工事一時中止を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び受注者の本支店における必要な費用とする。



増加費用の算定は、受注者が基本計画書にしたがって実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の増加費用の見積書(明細書※を添付したもの)に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。

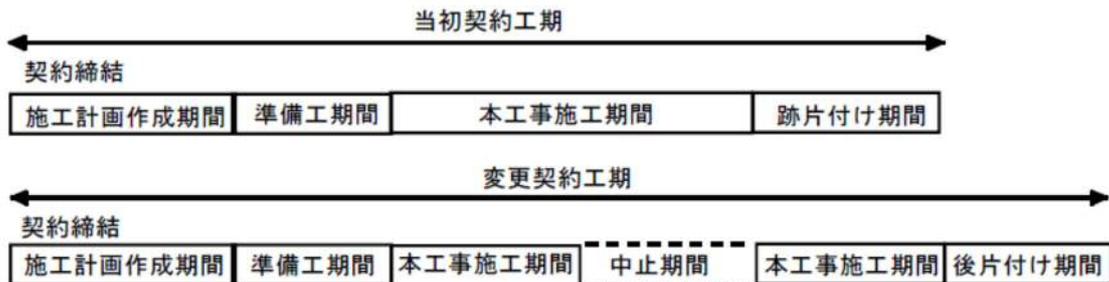
契約工期のうち何時の時点で工事一時中止したかにより次の(1)～(3)のように対応は異なる。

なお、発注者が求める工期短縮を行う場合の増加費用については受発注者間で協議のうえ設計変更により計上するものとする。

※明細書とは、支払伝票・給与基準書・実施写真・図面等の見積額の根拠をいう。

(1)本工事施工期間中の工事一時中止

本工事とは、工事目的物及び仮設に係る工事をいい、増加費用は、「基本計画書」に基づき実施した結果、受注者の請求があった場合に、必要とされた工事現場の維持等の増加費用の見積書を受注者から求め、受発注者間協議して決定する。



◇基本計画書の作成

- ・受注者は発注者と協議のうえ「工事現場の保全・安全に関する基本的事項」を記載した基本計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

◇増加費用の範囲

- ・増加費用等の適用は、発注者が工事一時中止（一部工事一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ・増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用（工事請負契約書第18条（条件変更等）は除く）、工事体制の縮小等又は再開に要する費用とする。
- ・増加費用の算定は、受注者が基本計画書に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用のうち、増加費用の見積書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

<工事現場の維持に要する費用>

- ◇工事一時中止期間中において工事現場を維持し、又は工事の続行に備えて建設機械器具、労働者又は技術職員を保持する等のために必要とされる費用
- ◇工事一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

＜工事体制の縮小又は再開に要する費用＞

- ◇工事一時中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった建設機械器具、労働者又は技術職員の配置転換等に要する費用
- ◇工事一時中止解除指示後(若しくは工事一時中止満了時点で)、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される建設機械器具、労働者又は技術職員の転入に要する費用等

(2)準備工期間中の工事一時中止

準備工とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板の設置、測量等の実施をする本工事施工前までの期間をいい、この期間では、工事看板の損料、現場事務所の維持費、現場代理人等の現場従業員手当て等が増加費用として想定される。

増加費用は、「基本計画書」に基づき実施した結果、受注者の請求があった場合に、必要とされた工事現場の維持等の増加費用の見積書を受注者から求め、受発注者間協議して決定する。



◇基本計画書の作成

- ・受注者は発注者と協議のうえ「工事現場の保全・安全に関する基本的事項」を記載した基本計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

◇増加費用

- ・増加費用等の適用は、発注者が工事一時中止を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ・増加費用は、安全費(工事看板の損料)、営繕費(現場事務所等の維持費、土地の借地料)及び現場管理費(監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当て)等が想定される。
- ・増加費用の算定は、受注者が基本計画書に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用のうち、増加費用の見積書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

### (3) 契約後準備工着手前の工事一時中止

準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態  
で、測量等の準備工に着手までの期間をいう。

準備工着手前で工事一時中止する場合は、工事現場の維持等のための現場での増加費用が  
発生しないと思われるが、それ以外の技術者の配置等に要する増加費用の計上については、受発注  
者が協議して決定する。



#### ◇基本計画書の作成

- ・工事請負契約書第 16 条 2 項(工事用地の確保等)に「乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- ・このことから、受注者は必要に応じて発注者と協議のうえ「工事現場の保全・安全に関する基本的事項」を記載した基本計画書を作成し、発注者に提出し、承諾を得る。

#### ◇増加費用

- ・工事一時中止に伴う増加費用を発生させないようにすることを原則とし、やむを得ず技術者の配置等に要する増加費用が発生する場合は、受発注者が協議して決定する。

## 8.増加費用の費目と内容

増加費用の協議の対象となる費目及びその内容は、(1)～(7)のうち基本計画書に記載された内容、あるいは、発注者が特に指示したものになる。(1)～(7)に記載されていない内容で必要となる費用については、受発注者間協議のうえ定めることとする。

### (1)共通仮設費

費 目	内 容
① 営繕費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事一時中止期間中に要する営繕施設の借上費、損料額、補修費、光熱水電力費及び借地料。ただし、工事一時中止以前に現場に設置済みの営繕施設に限る。</li> </ul>
② 機械経費 (遊休機械補償費)	<p>現場搬入済の機械のうち、設計上個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事現場の維持のため存置することが必要であること。又は搬出費及び再搬入費(組立解体費を含む。)が存置する費用を上回る等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立解体費、管理費を含む。)</li> <li>・発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用。</li> </ul>
③ 運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用  <ul style="list-style-type: none"> <li>工事一時中止時点で現場搬入済の機械器具及び仮設材等のうち発注者が設計上計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用。</li> </ul> </li> <li>・大型機械類等の現場内運搬  <ul style="list-style-type: none"> <li>設計上計上した機械類、資材等のうち、工事が一時中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者間の協議により発注者が必要と認めた大型機械、材料、仮設物等の運搬費用。</li> </ul> </li> </ul>
④ 準備費	<p>原則、計上しない。ただし、当初の通常積算から明らかに超越する場合に限り、以下の項目の費用について計上することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場常駐の従業員、労働者による通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備のための諸準備・測量等で監督員の指示、又は受発注者間の協議により発注者が認めたものに係る準備費用。</li> </ul>
⑤ 事業損失防止施設費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事一時中止期間中に継続して必要な事業損失防止のための費用</li> </ul>
⑥ 安全費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事一時中止期間中の工事現場の警備、巡回、点検等現場内の保安に要する費用</li> <li>・安全設備の工事一時中止期間に係る損料額及び補修費。ただし、中止以前に現場に設置済みの安全設備に限る。</li> </ul>

⑦ 役務費(借地補償費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計上、期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工事一時中止期間に係る借上げ、解約等に要した増加費用。</li> <li>・設計上、期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料。</li> </ul>
⑧ 技術管理費	原則、計上しない。ただし、現場搬入済みの調査・試験用の機器、技術者等で設計上、期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には計上できる。

(2)現場管理費

費 目	内 容
① 従業員給料手当	<p>工事一時中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者間での協議により定められた次の費用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む。)に支給する給料手当の費用。</li> <li>・工事一時中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場を中止体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用。</li> <li>・工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用。</li> </ul>
② 労務管理費 (労働者休業補償費等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の工事現場へ転出する労務者の転出入に要する費用。 工事一時中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者(通勤者も含む。)を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者(以下「専従労働者」という。)(通勤者も含む。)とする。</li> <li>・解雇・休業手当を払う場合の費用。 受発注者間での協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用。</li> </ul>
③ 地代	現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工事一時中止期間中の費用。
④ 福利厚生費	現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工事一時中止期間中の費用。

### (3)材料費

#### ・材料の保管費用

工事一時中止をしたために、設計上直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く。)へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び出入庫手数料。

#### ・他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事一時中止をしたために、設計上直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費。

#### ・直接工事費に計上された材料の損料等

設計上、期間要素を考慮して計上されている材料等の工事一時中止期間に係る損料額及び補修費用。

### (4)労務費

#### ・工事現場の維持等に必要な労務費

工事一時中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者間での協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用。

#### ・他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者間での協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工等の特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用。

### (5)仮設物等損料

#### ・仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、設計上、期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工事一時中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用。

#### ・新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

設計上計上されていないが、工事一時中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者間での協議により発注者が認めた仮設等に要する費用(補助労力・保安要員費を含む。)

### (6)一般管理費等

工事一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

### (7)消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

## 9.増加費用の積算

増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の増加費用の見積書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間協議して行う。

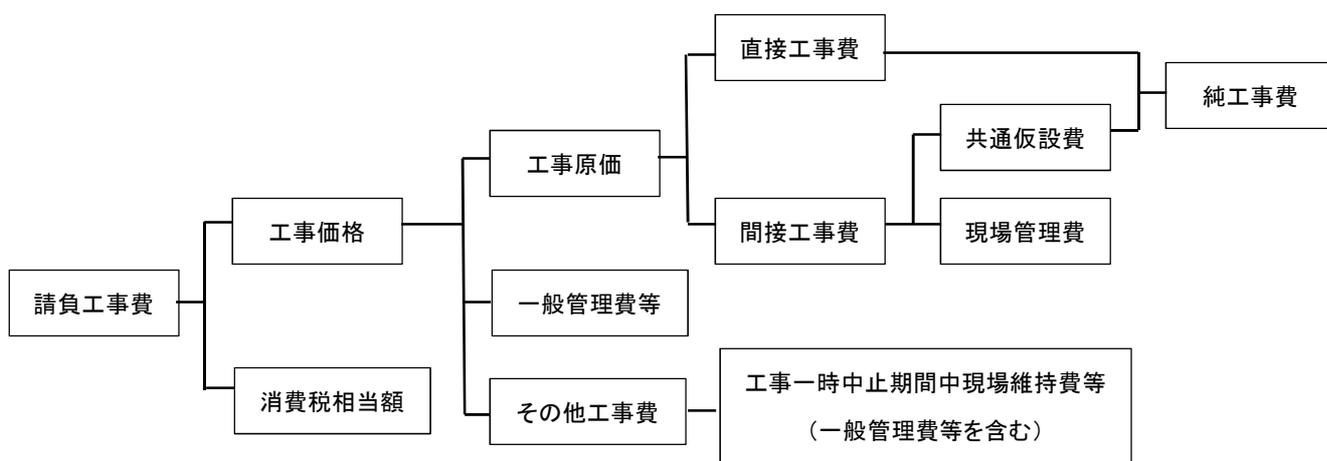
ただし、本工事施工期間中の工事一時中止で工事一時中止期間3ヶ月※以下の場合には標準積算により算定し、これ以外の場合や標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用の見積書を求め、受発注者協議を行い増加費用を算定することを原則とする。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「工事一時中止期間3ヶ月以下」としている。

※増加費用明細書を求める場合、工事一時中止期間全体に係る増加費用の見積書(例えば工事一時中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積書)を徴収する。

### ◇増加費用等の構成

工事一時中止期間中の現場維持等に要する費用は、その他工事費の中で計上する。



◇標準積算により算定する場合、工事一時中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。

### <積上げ項目>

○直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用

・直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材等の工事一時中止期間中に係る損料額及び補修費用

・直接工事費(仮設費を含む)及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

<率で計上する項目>

○運搬費の増加費用

- ・現場搬入済みの建設機械の工事現場への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
- ・大型機械類等の現場内小運搬

○安全費の増加費用

- ・工事現場の維持に関する費用
- ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用

○役務費の増加費用

- ・仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金

○営繕費の増加費用

- ・現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用

○現場管理費の増加費用

- ・現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

◇工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合)

○工事一時中止期間の現場維持費等の費用(単位 円、1,000 円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg: 工事一時中止に係る現場経費率(単位 % 小数第4位四捨五入3位止め)

J : 対象額(工事一時中止時点の契約上の純工事費)(単位 1,000 円未満切り捨て)

$\alpha$  : 積み上げ費用(単位 円、1,000 円未満切り捨て)

工事一時中止に係る現場経費率(dg)

$$dg = A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + (N \times R \times 100) \div J$$

N : 工事一時中止日数(日)但し、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長日数

R : 公共工事設計労務単価(土木一般世話役)

A・B・a・b: 各工種毎に決まる係数(別表-1)

別表－1

(平成 27 年度)

工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b	摘要
	地方部 (一般交通 等の影響な し)	地方部 (一般交通 等の影響あ り) 山間僻地	市街地 (DID地区・ 準ずる地 区)				
下部工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	(国)河川・道路構造物工
鋼橋工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607	(国)鋼橋架設工事
床版工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	(国)河川・道路構造物工
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226	(国)舗装工事
開削工事	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559	(国)共同溝等工事(2)

※上表の工種区分または摘要にない工事については、別途設定するものとする。

## 10.増加費用等の設計書及び事務処理上の扱い

### <増加費用等の設計書における取扱い>

- 増加費用は、工事一時中止した工事の設計書の中に「工事一時中止期間中現場維持費等」として計上する。
- 一般管理費等の算定は、増加費用を含む工事全体の最終諸経費率を使用する。
- 工事一時中止に伴い発生した材料費、労務費、仮設物等損料については、該当する工種に追加計上し、間接工事費及び一般管理費等の対象とする。
- 工事一時中止に伴う増加費用の算定においては、受注者から提出された増加費用の見積書により計上する場合には、請負率(積算比率)は考慮しない。
- 受注者から提出された増加費用の見積書は、変更工事設計書に根拠資料として添付する。

### <増加費用等の事務処理上の取扱い>

- 増加費用は、工事請負契約書第 24 条(請負代金額の変更方法等)に沿った手続きにより変更契約するものとする。
- 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者間での協議結果に基づいて行う。
- 工期延長する必要がある場合は、あわせて受発注者間での協議結果に基づいて行う。

◇増加費用の積算に関する受発注者間協議は、工事請負契約書第24条(請負代金額の変更方法等)に従い行う。また、工期の変更についても、工事請負契約書第23条(工期の変更方法)に従い行う。

## 【参考資料】

### ■工事請負契約書

#### 第16条(工事用地の確保等)

1. 発注者は、工事用地その他設計図書において発注者が提供すべきものと定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を、発注者と受注者とが協議の上合意した工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに、受注者の工事の施工に必要な限度において確保しなければならない。
2. 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
3. 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(受任者又は下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
4. 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
5. 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

#### 第18条(条件変更等)

1. 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書並びに金額を記載しない設計書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
2. 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3. 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間中に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
4. 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
  - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う
  - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う
  - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う
5. 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### 第19条(設計図書の変更)

発注者は、必要があると認められるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### 第20条(工事の中止)

1. 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、破壊行為その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
2. 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
3. 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### 第45条(受注者の解除権)

1. 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
  - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
  - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能となったとき。
2. 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

## ■土木工事共通仕様書

### 1. 1. 25 工事の中止

- 1 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。
  - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不  
適当又は不可能となった場合。
  - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不可能と認めた場合。
  - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合。
  - (4) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のための必要があると認める場合。
  - (5) 受注者が契約書類又は監督職員の指示に従わないとき。
- 2 受注者は、工事中止期間において、工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その工事の維持保全に努めるとともに、工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。

【様式集】

様式1 工事中止通知書【土木工事関係様式集 様式第53】

様式2 工事中止解除通知書

様式3 工事中止に伴う工事現場の保全・安全に関する基本計画書の提出について

記載例-1 基本計画書

記載例-2 基本計画書目次

様式 1

(土木工事関係様式集 様式第 5 3)

文 書 番 号  
平成 年 月 日

受注者名 ○○○○○○特定建設工事共同企業体  
又は△△△株式会社

代表者 ○○○○○ 殿

首都高速道路株式会社

○○○○局長

○○○○ (総括監督員氏名) 印

工 事 中 止 通 知 書

工 事 名

上記工事について、工事請負契約書第 20 条の規定に基づき下記により工事を一時中止するので通知します。

記

1. 工事中止範囲

2. 工事中止理由

3. 工事中止期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

4. その他特記事項

**工事一時中止に係る計画の作成**

本工事の一時中止期間中は、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等としたい。このため受注者は、工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を作成のうえ、土木工事共通仕様書 [1.1.25 工事の中止] 2 に基づき協議されたい。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関することのほか、職員の体制、労務者数、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにすること。

様式2

文 書 番 号  
平成 年 月 日

受注者名 ○○○○○○特定建設工事共同企業体  
又は△△△株式会社

代表者 ○○○○○ 殿

首都高速道路株式会社

○○○○局長

○○○○ (総括監督員氏名) 印

## 工事中止解除通知書

工事名

中止期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

平成 年 月 日付け工事一時中止を通知した上記工事について、下記のとおり  
工事一時中止を解除するので通知します。

### 記

1. 中止解除する工事内容

2. 中止解除日 平成 年 月 日

様式3

文 書 番 号  
平成 年 月 日

首都高速道路株式会社

〇〇〇〇局長

〇〇〇〇 (総括監督員氏名) 殿

受注者名 〇〇〇〇〇〇特定建設工事共同企業体  
又は△△△株式会社

代表者 〇〇〇〇〇 印

工事中止に伴う工事現場の保全・安全に  
関する基本計画書の提出について

工事名

年 月 日付で、工事中止通知書により通知があった標記工事について基本計画を定めたので提出します。

記

添付書類

1. 基本計画書 (別紙)

(記載例－1)

## 基 本 計 画 書

工事名

○年 ○月 ○日

受 注 者 名

(記載例－２)

## 【 目 次 】

1. 工事一時中止時点における体制等
  - (1) 工事の出来形部分
  - (2) 職員の体制
  - (3) 労働者数
  - (4) 搬入済みの材料
  - (5) 搬入済みの建設機械器具等
  
2. 工事一時中止に伴う工事現場の体制の縮小等と再開に関すること
  
3. 工事一時中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること
  - (1) 職員の体制、労働者数（必要な場合のみ）
  - (2) 現場点検の実施方法
  - (3) 天災等緊急時の対応
  - (4) 工事一時中止期間中の実施作業  
(現地調査、試掘の立会、施工計画書の作成、各種対外協議資料の作成、各種対外協議への出席等必要な業務内容を記載する。)
  - (5) 工事一時中止期間中に現場に存置が必要な建設機械器具・施設
  - (6) 工事一時中止期間中に運転が必要な建設機械器具・施設及びその目的
  - (7) 工事一時中止に伴う増加費用概算金額及び算定根拠
  
4. 工事一時中止した工事現場の管理責任に関する事項